

第28回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「事業の経過及び成果」
「対処すべき課題」
「会社の新株予約権等に関する事項」
「業務の適正を確保するための体制」

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社旅工房

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tabikobo.com/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が企業活動や個人消費に大きな影響を与えました。

旅行業界におきましては、世界各国の渡航制限や入国規制等を受けて旅行需要の大幅な減退が続いており、2021年1月から12月における日本人出国者数が前年同期比83.9%減の51万人*、訪日外客数が前年同期比94.0%減の24万人*と、著しく減少しております。

このような情勢のもと、当社グループでは、個人旅行事業におきまして、国内ツアーの企画・販売の強化を目的に販売システムの開発を進め、国内旅行需要の獲得に向けた取り組みを推進いたしました。法人旅行事業におきましても、国内のMICE案件、音楽関連イベントなどを中心に営業活動を行いました。また、従業員の休業対応や出向、市場の状況に合わせた広告費の圧縮や開発外注費の精査等による費用削減に引き続き努めております。

* 日本政府観光局(JNTO)「日本の観光統計データ」

以上を踏まえた、当連結会計年度の業績は次のとおりです。

	前期 (千円)	当期 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
売上高	918,950	1,037,201	118,250	12.9
営業損益	△2,120,411	△1,456,999	663,411	—
経常損益	△1,463,649	△1,338,417	125,231	—
当期純損益	△1,813,287	△1,981,441	△168,153	—
親会社株主に帰属する当期純損益	△1,808,806	△1,971,051	△162,245	—

セグメントの業績については、当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略いたします。

なお、前期における数値は過年度決算訂正を反映した数値であります。

対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、旅行業界を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。海外旅行市場におきましては、2020年3月以降、外務省より全世界を対象に感染症危険情報レベル2もしくはレベル3が発出されていることから海外ツアーの催行中止が続いており、催行再開時期は未だ不透明な状況にありましたが、2022年4月1日に、感染症危険情報レベル3が発出されていた106か国について、そのレベルが感染症危険情報レベル2へ引き下げられ、日本旅行業協会の定める募集型企画旅行催行ガイドラインも見直された結果、海外ツアー催行再開の機運が高まっております。一方で、国内旅行市場におきましては、海外旅行・インバウンド旅行に先んじて需要回復することが期待されます。

中長期的には、日本国内の少子高齢化と人口減少が進む一方、新興のオンライン旅行会社の参入や成長により、国内の旅行業界の競争は激化することが予想されます。また、スマートフォン等の通信端末の進化や新たなオンラインメディアの誕生により、これまでとは異なるマーケティング機会や新たな技術が日々登場しております。そのような状況の中、当社は以下のような課題に対処すべきと認識しています。

(商品企画力の向上)

今後、オンライン化が進み事業者の旅行手配業務への参入が容易になることにより、他社との差別化において旅行の企画力がこれまで以上に重要になるものと考えております。

当社は、これまで企画担当者の現地研修や社内での勉強会をはじめとする商品企画力強化のための取り組みを行ってきましたが、他社とのさらなる差別化のために現地情報のデータベース化による知識の集約や社内研修等を活用した共有のための取り組みを強化して、企画力の向上を図っていきます。

2021年3月期に開始した国内旅行販売に関しては、当社の主力事業の一つにするため投資を継続し、国内最大手LCC「ピーチ・アビエーション」「ジェットスター・ジャパン」との包括運賃契約を結び、ツアーの販売を開始しました。また、エールフランスKLMと「SAFプログラム」において、旅行会社としてアジア初のパートナーとして協力提携に合意し、当社の主力であるヨーロッパツアーにおける環境に配慮したパッケージ旅行企画を開始するなど、新型コロナウイルス感染症収束後の需要回復を見据えた商品企画を推進しております。

(トラベル・コンシェルジュ教育)

オンラインでの旅行商品販売が拡大するにつれ、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズに応えるために、当社の特徴である「トラベル・コンシェルジュ」による接客の重要性は高まっていくと考えており、高いスキルを持った優秀な「トラベル・コンシェルジュ」を確保し、その能力を高めることが当社の課題であると認識しております。

当社では、「トラベル・コンシェルジュ」の教育を専門に行う「教育セクション」を設け、継続的な研修実施や外部講師の招聘等により「トラベル・コンシェルジュ」の接客力・対応力向上に努めております。また、新型コロナウイルス感染症拡大により海外渡航が自由にできないため当事業年度は実施できておりませんが、海外旅行に関する個々の「トラベル・コンシェルジュ」の提案力を高めるため、随時、海外研修に派遣して現地を実際に体験することにより、実践的かつ具体的な旅のアドバイスにつながる知見の獲得に努めております。これらの活動を通じて、オンライン完結型では困難な「人の温かみ」と「柔軟性」、すなわち人によるヒアリングや旅行提案の価値をさらに高めていくために、「トラベル・コンシェルジュ」の教育の強化を進めていきます。

(システム強化)

旅行の申込み方法ではインターネットが最も多く、スマートフォン等の情報端末の進化や電子商取引市場の拡大を勘案すると、今後もインターネット経由での売上が増えることが予想されます。

当社での旅行商品の取扱いはインターネットを通じたオンライン販売が中心であり、インターネットを利用して旅行商品を購入する消費者の割合が増えれば当社の対象マーケットは拡大し、当社の今後の成長に寄与することが見込まれます。当社では、すでにシステム上で予約が完結する「オンライン・パッケージ」システムを稼働させており24時間の自動予約に対応しておりますが、旅行商品データベースの充実やサーバの機能増強等、引き続きオンライン予約システムの機能強化を推進してまいります。また、情報端末の多様化への備えや画面上でユーザーが見やすく使い勝手の良いウェブサイト作りに取り組む等、利便性の高いウェブサイトの構築を進めてまいります。

(マーケティングの進化)

スマートフォン等の情報端末や技術の進化、日々の生活へのSNS（ソーシャルネットワークサービス）の浸透、新たなオンラインメディアの登場等により、消費者のインターネット上での購買行動が変化していくことが予想されます。その結果、中長期的には、これまでのインターネット上での広告手法や旅行系のポータルサイトを通じた集客が通用しなくなり、これまでとは異なるマーケティング手法への対処が必要となるものと考えております。

当社では今後のマーケティングの進化を課題と位置付け、従来の手法にとらわれない新たなマーケティングの方法を模索していきます。

(ブランド認知度の向上)

旅行業界において、大手の同業他社と比較したとき当社の認知度はまだまだ低いものと思われます。また、旅行商品は個人の消費支出の中では比較的単価の大きな商品であることから、旅行会社の選択にあたっては旅行会社の信頼性及び信用力も重要な要素となっております。多くのお客様から問い合わせを受け、お客様からの信頼を得るには当社の認知度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えております。当社のブランド価値、認知度及び信頼性向上のため、積極的にPR施策を行ってまいります。

(海外市場の開拓)

今後、国内の人口減少が進む一方で、海外から国内へのインバウンド需要の拡大や新興国での旅行需要の増加が見込まれています。かかる環境の変化を見据えて、当社では訪日外国人のインバウンド旅行対応強化と日本国外における海外から海外への三国間旅行事業の強化を重要な戦略の一つとして位置付けております。

当社では訪日外国人のインバウンド旅行事業をすでに進めており、また成長著しいASEAN市場の旅行需要に対応すべく、先行地域としてインドシナ地域（ベトナム、カンボジア、ラオス）の戦略拠点となる現地法人をベトナムに設立しております。今後も、インバウンド旅行事業のさらなる強化と海外における旅行需要獲得のため、東南アジアの新興国を中心に海外における販売拠点を設けて、現地での旅行市場の開拓を推進してまいります。

(コンプライアンス体制の強化)

当社は、2022年3月16日付で公表いたしましたとおり、当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書を受け、以下のとおり再発防止策の取り組みを進めてまいりました。

1. 社内規程・様式の見直し

職務権限規程の権限項目、与信管理規程の決裁基準、リスク管理規程のリスク・コンプライアンス委員会への付議事項等、複数の規程の項目や基準を見直し、改善いたしました。また、必要な社内規程・社内プロセスを時間的に履践できないような場合には取引の断念を判断する意識を醸成することを目指し、稟議承認時に、最終決裁者もしくは案件担当部門の取締役が案件開始日を入力する項目を追加し日付の入力なく承認をすることができない仕組みへ変更いたしました。

2. 教育活動

2020年7月15日に公表しました再発防止策（コンプライアンス意識の向上）にも含まれておりますが、引き続き、コンプライアンス教育を実施し、そのコンテンツの見直しも継続的に行い、当社全体のコンプライアンス意識の向上に努めます。また、給付金や補助金申請に関するマニュアル作成や教育の実施、新規取引に関連する社内手続きの教育の実施等により、コンプライアンス遵守のために必要な事項について従業員の理解が進むものと考えております。

3. 意識改革

コンプライアンスについて全社員を対象に社内研修を実施したほかアンケートによる意識調査を実施いたしました。また、「旅工房コンプライアンス行動規範」を当社ウェブサイトへ公開いたしました。本行動規範に基づきどのような行動を心がけるかを「コンプライアンス宣誓書」として毎年度、従業員より取得いたします。これにより従業員一人一人のコンプライアンス意識の向上に努めます。

上記のとおり、「調査報告書」の提案を受けて、再発防止策に取り組んでおりますが、今回の事案発生の原因として指摘された、①給付要件に対する理解が不十分であったこと、②顧客の与信管理が不十分であったこと、③リスクの識別の不備、④社内規程・社内プロセスが徹底されていなかったこと、の四点の問題は、主に内部統制システムの運用面の徹底の必要性を指摘されたものであり、引き続き上記の再発防止策を含めた内部統制システムの運用の徹底に努め、コンプライアンス体制の強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権
発行決議の日	2016年2月17日
新株予約権の数(個)	547
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	109,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54(注)1
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54(注)1 資本組入額 27(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2

役員の 保有状況	新株予約権の数		目的となる株式の種類及び数(注)1		保有者数
	取締役 (社外取締役を除く)	200個	普通株式	40,000株	1名
	社外取締役	一個	普通株式	一株	一名
	監査役	一個	普通株式	一株	一名

(注) 1. 2017年8月10日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使にかかる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、以下(i)から(iii)までの期間ごとに、以下(i)から(iii)に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(i) 株式公開日と2018年4月1日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数(以下「割当数」という。)の3分の1を上限として行使することができる。

- (ii) 権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。
 - (iii) 権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2026年2月7日までは、割当数から前(i)及び(ii)で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (4) 新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
 - (6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めない旨の決定をすることができるものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます）の基本方針を取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる体制をとります。
- b. コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、各部門から選抜された役職員から成る「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、当社事業運営上認識すべきリスク管理あるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、対応方針を策定した上で、当該方針に基づき各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役会に適宜報告する体制をとります。
- c. 「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」は、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めるものとします。
- d. 組織的又は個人による違法行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進いたします。
- e. 監査役は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
- f. 当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について、内部監査を実施いたします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び「文書管理規程」等の社内諸規程に従い、保存・管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることに努めます。
- b. リスク管理を担う機関として代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する課題・対応策について検討いたします。
- c. 業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取組状況について、内部監査を実施いたします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて、適宜臨時に開催いたします。
- b. 経営判断が効率的に行えるよう役員会を毎月1回開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略等について審議を行い、必要事項は取締役会に上程する体制を採ります。
- c. 取締役会の決定に基づく執行業務については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程において、それぞれの責任者・責任と権限等を定めるとともに、随時見直しを行うものとします。

⑤当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の関係会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の経営管理を行います。
- b. 当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について指導指針を策定し、取締役会の承認を得て、随時指示を与えることで当社の関係会社の経営管理を行います。
- c. 当社は、業務の適正性及び有効性確保のために内部監査室による内部監査を実施いたします。

- d. 当社は、当社グループの各部門との情報交換を定期的実施するとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備いたします。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて、その要請に基づき、監査役の職務を補助する使用人を配置いたします。
 - b. 当該使用人の職務に関しては、取締役その他役員等の指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとし、当該使用人の人事（人事評価・異動等）について、監査役の同意を得るものとします。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の経営に関する重要な会議への出席及び取締役会議事録並びに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができます。
 - b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度（ヘルプライン）による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する体制を採ります。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設けます。
 - b. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、情報交換を行い、相互の適切な意思疎通を確保することで、効果的な監査業務遂行ができる体制を採ります。
 - c. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備いたします。
- b. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備いたします。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保のため、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとしします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記体制に基づく内部統制システムの整備について、内部監査室による点検を行い、その適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況のうち主なものは、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社の役職員が通報・相談できる窓口を設置し、社内イントラネットへの掲示により役職員への周知を図っております。また、通報・相談によって、社内に不利益な処遇を受けることがないことを「内部通報制度運用規程」で定めております。内部通報制度（ヘルプライン）の通報受付窓口として社内窓口、弁護士事務所に外部窓口を設け複数の通報チャンネルを用意しています。またコンプライアンスについて全社員を対象に社内研修を実施したほかアンケートによる意識調査を実施いたしました。
- ・内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室が、年間計画に基づき当社各部門及び当社関係会社について監査を行い、代表取締役社長への報告を実施しました。年間の内部監査計画と監査結果については、取締役会に報告を行っております。

② 情報保存管理体制

- ・当社は、取締役会等の議事録、稟議書、会計書類その他、取締役の職務執行に係る情報・文書について、法令及び社内規程に則り、適切に保存・管理を行っております。

- ③ リスクマネジメントに関する取り組み
- ・当社のリスク管理の目的、体制及び手法を定めた「リスク管理規程」について、社内イントラネットへの掲示等により役職員への周知を図っております。
 - ・当社のリスク抽出及びその対応策についてリスク管理委員会で審議の上、重点的に取り組むべき課題及び対応策について検討いたしました。またその対応の進捗についても同様のプロセスで確認を実施しました。
- ④ 職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み
- ・当事業年度は当社取締役会を22回開催し、法令及び定款で定められた専決事項の決議に加え、コーポレート・ガバナンス体制及び当社グループの業績に大きな影響を与えうる業務執行の決定を実施しました。
 - ・当事業年度は当社の代表取締役社長、取締役、執行役員及び重要な使用人が参加する役員会を12回開催し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項について協議して機動的な決定を実施しました。
- ⑤ 関係会社管理
- ・「海外関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する重要事項について、当社子会社により報告を受けております。
 - ・取締役会において当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認し、審議を実施しました。
 - ・国内外の子会社の代表者及び当社の取締役や執行役員等が定期的に、経営状況や課題等予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図るとともに、コンプライアンスを遵守したものとなっているか双方でモニタリングをしています。
- ⑥ 監査役監査体制
- ・監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することで、これらの会議を通じた監査役への報告及び情報提供を実施しました。
 - ・監査役は、当社の内部監査室及び監査法人と定期的に情報共有会を開催するほか、当社取締役から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。

当社は、2022年3月16日付で公表いたしましたとおり、当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する「調査報告書」の提案を受けて、再発防止策に取り組んでおります。引き続き再発防止策を含めた内部統制システムの運用の徹底に努め、コンプライアンス体制の強化を進めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	3,266,472
現金及び預金	2,818,867
受取手形及び売掛金	120,213
割賦売掛金	2,602
旅行前払金	125,184
未収入金	374,102
その他	125,512
貸倒引当金	△300,010
固定資産	400,633
有形固定資産	0
建物附属設備	0
車両運搬具	0
その他	0
無形固定資産	0
ソフトウェア	0
その他	0
投資その他の資産	400,633
長期貸付金	4,876
差入保証金	173,861
その他	226,771
貸倒引当金	△4,876
資産合計	3,667,105

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	4,096,481
買掛金	45,192
短期借入金	3,300,000
未払金	185,435
未払費用	204,464
未払法人税等	17,578
旅行前受金	90,370
預り金	191,652
賞与引当金	1,255
その他	60,530
固定負債	592,525
長期借入金	500,000
資産除去債務	64,873
その他	27,651
負債合計	4,689,007
(純資産の部)	
株主資本	△1,073,476
資本金	1,061,865
資本剰余金	971,865
利益剰余金	△3,107,079
自己株式	△128
その他の包括利益累計額	21,284
為替換算調整勘定	21,284
非支配株主持分	30,290
純資産合計	△1,021,901
負債純資産合計	3,667,105

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,037,201
売上原価		825,420
売上総利益		211,780
販売費及び一般管理費		1,668,779
営業損失		△1,456,999
営業外収益		
受取利息	864	
受取配当金	0	
助成金収入	174,005	
その他	16,493	191,364
営業外費用		
支払利息	55,430	
支払保証料	920	
為替差損	1,111	
支払手数料	4,878	
その他	10,441	72,782
経常損失		△1,338,417
特別損失		
減損損失	632,823	632,823
税金等調整前当期純損失		△1,971,241
法人税、住民税及び事業税	10,200	
法人税等調整額	0	10,200
当期純損失		△1,981,441
非支配株主に帰属する当期純損失		△10,389
親会社株主に帰属する当期純損失		△1,971,051

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	654,472	564,472	△734,433	△128	484,382
誤謬の訂正による累積的影響額	—	—	△399,944	—	△399,944
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△1,648	—	△1,648
誤謬の訂正及び会計方針の変更を反映した当期首残高	654,472	564,472	△1,136,027	△128	82,788
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	407,393	407,393	—	—	814,786
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	—	△1,971,051	—	△1,971,051
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	407,393	407,393	△1,971,051	—	△1,156,265
当期末残高	1,061,865	971,865	△3,107,079	△128	△1,073,476
	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	13,124	13,124	1,979	8,530	508,016
誤謬の訂正による累積的影響額	—	—	—	—	△399,944
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△1,648
誤謬の訂正及び会計方針の変更を反映した当期首残高	13,124	13,124	1,979	8,530	106,422
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—	814,786
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	—	—	—	△1,971,051
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	8,159	8,159	△1,979	21,760	27,940
当期変動額合計	8,159	8,159	△1,979	21,760	△1,128,324
当期末残高	21,284	21,284	—	30,290	△1,021,901

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。当連結会計年度においても、海外への渡航制限の継続及び新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、1,456,999千円の営業損失、1,338,417千円の経常損失、1,971,051千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。その結果、当連結会計年度末の純資産は△1,021,901千円の債務超過となり、借入金の財務制限条項に抵触しております。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の対応策を図ってまいります。

①徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した前連結会計年度以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍による削減などを実施しました。その結果、当連結会計年度の販売費及び一般管理費は前連結会計年度比612,456千円減少しております。来期以降においても、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるようコストコントロールを実行してまいります。

②海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社グループは従来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、足元の状況として、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策の効果や海外経済の改善、外務省による水際措置の見直しなど、海外渡航に関して明るい兆しが見え始めております。このような状況を踏まえ、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社グループの収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中することで収益性を改善することを考えており、そのための準備（海外のホテルとの仕入れ交渉の開始や非採算部門の人員整理等）を進めてまいります。

③資金の確保

当連結会計年度末における現金及び預金は2,818,867千円（うち、定期預金1,410,000千円について当連結会計年度末に担保を設定）と、前連結会計年度末比701,640千円減少しております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大収束後の市場回復期における事業成長のための投資を維持しながら財務基盤の健全化を図る目的で、2021年1月から2021年9月にかけて第三者割当増資を実施し、1,193,345千円を調達することで資本を増強してきた一方で、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が世界各国で進んでいるものの、海外への渡航制限の継続及び新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、当連結会計年度においても、1,971,051千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることによるものであります。

従来より主要取引銀行との関係は良好ですが、総額3,850,000千円の当座貸越契約等に関しては契約更新期間が短いため、継続的に支援いただくための協議を行っております。

併せて、さらなる資本増強のために、新株予約権の第三者割当増資を実施します。詳細は、「X V．重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

なお、当連結会計年度末における借入未実行残高は、当座貸越契約の550,000千円となっております。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

ALOHA 7, INC.

Tabikobo Vietnam Co. Ltd.

PT. Ramayana Tabikobo Travel

株式会社ミタイトラベル

株式会社ミタイトラベルは新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.及びPT. Ramayana Tabikobo Travelの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 6年～15年
- ・車両運搬具 6年
- ・工具、器具及び備品 3年～8年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する
主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

旅行業

旅行業は、主に自社の企画旅行商品の販売、旅行の手配を行っており、旅行条件書に基づいて顧客に対し企画旅行の実施や航空券・鉄道・ホテル等の手配を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客が帰着した時点又は旅行の実施期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

なお、旅行商品販売のうち、手配旅行などの当社及び連結子会社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の直物為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。

また、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債務については、当該為替予約の円貨に換算しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

Ⅲ. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これによる主な適用影響は、旅行商品販売における収益認識の時点を、従来の出発日から帰着日に変更したこと、手配旅行販売などの当社グループが代理人として行う取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたものを、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することに変更したことであります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、受取手形及び売掛金は23,222千円、買掛金は3,289千円それぞれ減少し、旅行前受金は21,627千円、旅行前払金は35,887千円それぞれ増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は641,284千円、売上原価は641,802千円、販売費及び一般管理費は60千円それぞれ減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ578千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は、1,648千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を当連結会計年度の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

IV. 表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払費用」（前連結会計年度124,991千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	－
繰延税金負債	0

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。

なお、当社グループは、国際航空運送協会（IATA）が実施する航空旅客の需要回復予測を参考に、2022年夏以降に、国境を超えた移動が徐々に再開され、旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。また、国内旅行需要に関しては、海外旅行需要よりも回復の時期は早いと考えております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況が当社の属する旅行業界に多大な影響を与えており、課税所得の見積りの基礎となる事業計画に用いた主要な仮定に大きな変動リスクがあります。当連結会計年度末においては、上記の変動リスクを鑑みて、繰延税金資産に対して評価性引当額を計上しておりますが、来期以降において、変動リスクが減少し、主要な仮定の確実性が高まった場合には、評価性引当額が減少し、繰延税金資産が計上される可能性があります。

Ⅵ. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当社の東京本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報入手に伴い、より精緻な見積りが可能となったことから見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額34,844千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、変更に伴って計上した有形固定資産については、その備忘価額を除く全額を減損損失として処理したため、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は34,844千円増加しております。

Ⅶ. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、当社がサービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）給付金の受給を申請していた取引について事実関係の精査が必要となるものがあることが判明し、調査委員会による調査を行いました。調査の結果、当社においては、自ら旅行商品の不適切な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められておりませんが、当該旅行商品は、当該取引に関与した実質的に同一又は一体とみられる3社がGo To トラベル事業給付金によって利得を得ようとした可能性が高い不適切なものであることが判明したため、過年度の誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の累積的影響額は、当連結会計年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が399,944千円減少しております。

Ⅷ. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響により、世界各国において外出制限や渡航制限が実施されており、旅行商品の催行停止や旅行需要の急激な減退など、当社グループ全体は大きな影響を受けております。

当社グループは、国際航空運送協会（IATA）が実施する航空旅客の需要回復予測を参考に、2022年夏以降に、国境を超えた移動が徐々に再開され、旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。また、国内旅行需要に関しては、海外旅行需要よりも回復の時期は早いと考えております。

繰延税金資産の回収可能性や減損損失の判定などについては、上記の仮定のもと、最善の見積りを会計処理に反映しております。

Ⅸ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産（帳簿価額）

現金及び預金 1,410,000千円

(2) 担保に係る債務（帳簿価額）

短期借入金 2,600,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 162,173千円

3. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高は、「XⅢ. 収益認識に関する注記

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

X. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「XⅢ. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京本社	建物附属設備及びソフトウェア等	560,128千円
事業用資産	大阪支店	建物附属設備等	62,430千円
事業用資産	横浜みなとみらい支店	建物附属設備等	373千円
事業用資産	Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	ソフトウェア等	3,268千円
事業用資産	PT. Ramayana Tabikobo Travel	車両運搬具等	5,796千円
事業用資産	株式会社ミタイトラベル	その他無形固定資産等	826千円

当社グループの事業は、旅行業の単一事業であることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。ただし、遊休資産や処分の意思決定をした資産については、個別の資産グループとして取り扱っております。

当連結会計年度において、事業用資産における収益性の低下により、投資額の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、632,823千円を減損損失として計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

XI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	5,135,500株	808,800株	－株	5,944,300株

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 808,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数
該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数
普通株式 109,400株

XII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な預金を主体として資金運用を行っております。また、金融機関からの借入、新株予約権の発行により資金調達を行っております。

デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。割賦売掛金については、信販会社との保証契約により顧客の信用リスクをヘッジしております。

営業債務である買掛金、未払金、並びに預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金の調達を目的としたものであり、変動金利によるものが含まれており、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「Ⅱ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等を把握したときは、速やかに対応する等して、その軽減に努めております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建金銭債務について、主要通貨の為替変動リスクに対して原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は財務経理セクションが行っております。なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクについては、適時に資金繰り計画を作成・更新する等、そのリスク軽減に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金	500,000	448,595	△51,404
負債計	500,000	448,595	△51,404

(注)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「割賦売掛金」については、回収まで1年以上要するものもありますが、顧客の信用状態は大きく異なることはなく、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	448,595	—	448,595
負債計	—	448,595	—	448,595

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

XⅢ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	旅行業
個人旅行事業	359,798
法人旅行事業	544,725
インバウンド旅行事業	116,091
その他	16,585
顧客との契約から生じる収益	1,037,201
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,037,201

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅱ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	82,152	122,815
受取手形及び売掛金	73,734	120,213
割賦売掛金	8,418	2,602
契約資産	—	—
契約負債	59,933	90,370
旅行前受金	59,933	90,370

契約負債は、旅行商品の販売で履行義務充足前に対価を受領したものであります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、59,933千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が30,436千円増加した理由は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領した対価が増減した結果であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

XIV. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △177円71銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △347円87銭 |

XV. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による第3回新株予約権の発行)

当社は、2022年5月27日開催の取締役会においてEMA Financial, LLC (以下、「割当先」といいます。)を割当先とする第三者割当による第3回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。)の発行について決議いたしました。

なお、概要は以下のとおりであります。

① 割当日	2022年6月13日
② 発行新株予約権数	38,098個
③ 発行価額	総額15,353,494円 (新株予約権1個当たり403円)
④ 当該発行による潜在株式数	3,809,800株 (新株予約権1個につき100株)
⑤ 資金調達の額	総額2,940,328,894円 (注)
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 773円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の属する週の前週の最終取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値 (以下「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額 (387円) を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
⑦ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
⑧ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当予定先に割り当てます。
⑨ 割当先	EMA Financial, LLC
⑩ 行使請求期間	2022年6月14日～2024年6月13日
⑪ 資金使途	財務健全化に向けた借入金の返済資金
⑫ その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、新株予約権買取契約を締結する予定です。

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	3,076,631
現金及び預金	2,641,490
売掛金	102,070
割賦売掛金	2,602
旅行前払金	108,190
前払費用	67,182
未収入金	373,835
その他	81,270
貸倒引当金	△300,010
固定資産	448,676
有形固定資産	0
建物附属設備	0
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	0
無形固定資産	0
ソフトウェア	0
ソフトウェア仮勘定	0
投資その他の資産	448,676
関係会社株式	66,286
長期貸付金	4,876
長期前払費用	665
差入保証金	156,405
その他	225,319
貸倒引当金	△4,876
資産合計	3,525,307

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	4,047,072
買掛金	34,496
短期借入金	3,300,000
未払金	187,326
未払費用	205,246
未払法人税等	14,192
旅行前受金	63,257
預り金	190,149
その他	52,404
固定負債	592,525
長期借入金	500,000
資産除去債務	64,873
その他	27,651
負債合計	4,639,598
(純資産の部)	
株主資本	△1,114,290
資本金	1,061,865
資本剰余金	971,865
資本準備金	971,865
利益剰余金	△3,147,893
その他利益剰余金	△3,147,893
繰越利益剰余金	△3,147,893
自己株式	△128
純資産合計	△1,114,290
負債純資産合計	3,525,307

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		994,033
売上原価		786,784
売上総利益		207,248
販売費及び一般管理費		1,641,837
営業損失		△1,434,588
営業外収益		
受取利息	457	
受取配当金	0	
為替差益	3,008	
助成金収入	164,452	
その他	12,591	180,511
営業外費用		
支払利息	55,430	
支払保証料	920	
支払手数料	4,878	
その他	10,368	71,598
経常損失		△1,325,675
特別損失		
減損損失	622,932	622,932
税引前当期純損失		△1,948,607
法人税、住民税及び事業税	6,700	
法人税等調整額	0	6,700
当期純損失		△1,955,307

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	654,472	564,472	564,472	△790,991	△790,991	△128	427,824	
誤謬の訂正による累積的影響額	-	-	-	△399,944	△399,944	-	△399,944	
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△1,648	△1,648	-	△1,648	
誤謬の訂正及び会計方針の変更を反映した当期首残高	654,472	564,472	564,472	△1,192,585	△1,192,585	△128	26,230	
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	407,393	407,393	407,393	-	-	-	814,786	
当期純損失	-	-	-	△1,955,307	△1,955,307	-	△1,955,307	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	407,393	407,393	407,393	△1,955,307	△1,955,307	-	△1,140,521	
当期末残高	1,061,865	971,865	971,865	△3,147,893	△3,147,893	△128	△1,114,290	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,979	429,803
誤謬の訂正による累積的影響額	-	△399,944
会計方針の変更による累積的影響額	-	△1,648
誤謬の訂正及び会計方針の変更を反映した当期首残高	1,979	28,210
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	814,786
当期純損失	-	△1,955,307
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,979	△1,979
当期変動額合計	△1,979	△1,142,500
当期末残高	-	△1,114,290

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、営業損失、経常損失、当期純損失を計上しておりました。当事業年度においても、海外への渡航制限の継続及び新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、1,434,588千円の営業損失、1,325,675千円の経常損失、1,955,307千円の当期純損失を計上しております。その結果、当事業年度末の純資産は△1,114,290千円の債務超過となり、借入金の財務制限条項に抵触しております。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を図ってまいります。

①徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した前事業年度以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍による削減などを実施しました。その結果、当事業年度の販売費及び一般管理費は前事業年度比560,103千円減少しております。来期以降においても、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるようコストコントロールを実行してまいります。

②海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社は従来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、足元の状況として、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策の効果や海外経済の改善、外務省による水際措置の見直しなど、海外渡航に関して明るい兆しが見え始めております。このような状況を踏まえ、当社においては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社の収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中することで収益性を改善することを考えており、そのための準備（海外のホテルとの仕入れ交渉の開始や非採算部門の人員整理等）を進めてまいります。

③資金の確保

当事業年度末における現金及び預金は2,641,490千円（うち、定期預金1,410,000千円について当事業年度末に担保を設定）と、前事業年度末比786,253千円減少しております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大収束後の市場回復期における事業成長のための投資を維持しながら財務基盤の健全化を図る目的で、2021年1月から2021年9月にかけて第三者割当増資を実施し、1,193,345千円を調達することで資本を増強してきた一方で、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が世界各国で進んでいるものの、海外への渡航制限の継続及び新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、当事業年度においても、1,955,307千円の当期純損失を計上していることによるものであります。

従来より主要取引銀行との関係は良好ですが、総額3,850,000千円の当座貸越契約等に関しては契約更新期間が短いため、継続的に支援いただくための協議を行っております。

併せて、さらなる資本増強のために、新株予約権の第三者割当増資を実施します。詳細は、「X V. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

なお、当事業年度末における借入未実行残高は、当座貸越契約の550,000千円となっております。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物附属設備 6年～15年
- ・車両運搬具 6年
- ・工具、器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する

主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

旅行業

旅行業は、主に自社の企画旅行商品の販売、旅行の手配を行っており、旅行条件書に基づいて顧客に対し企画旅行の実施や航空券・鉄道・ホテル等の手配を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客が帰着した時点又は旅行の実施期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

なお、旅行商品販売のうち、手配旅行などの当社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。

なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

Ⅲ. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これによる主な適用影響は、旅行商品販売における収益認識の時点を、従来の出発日から帰着日に変更したこと、手配旅行販売などの当社が代理人として行う取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたものを、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することに変更したことであります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、受取手形及び売掛金は23,222千円、買掛金は3,289千円それぞれ減少し、旅行前受金は21,627千円、旅行前払金は35,887千円それぞれ増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は470,487千円、売上原価は471,006千円、販売費及び一般管理費は60千円それぞれ減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ578千円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は、1,648千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

IV. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	—
繰延税金負債	0

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。

なお、当社は、国際航空運送協会（IATA）が実施する航空旅客の需要回復予測を参考に、2022年夏以降に、国境を超えた移動が徐々に再開され、旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。また、国内旅行需要に関しては、海外旅行需要よりも回復の時期は早いと考えております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルスの感染拡大の状況が当社が属する旅行業界に多大な影響を与えており、課税所得の見積りの基礎となる事業計画に用いた主要な仮定に大きな変動リスクがあります。当事業年度末においては、上記の変動リスクを鑑みて、繰延税金資産に対して評価性引当額を計上しておりますが、来期以降において、変動リスクが減少し、主要な仮定の確実性が高まった場合には、評価性引当額が減少し、繰延税金資産が計上される可能性があります。

V. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当社の東京本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報入手に伴い、より精緻な見積りが可能となったことから見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額34,844千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、変更に伴って計上した有形固定資産については、その備忘価額を除く全額を減損損失として処理したため、当事業年度の税引前当期純損失は34,844千円増加しております。

VI. 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、当社がサービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）給付金の受給を申請していた取引について事実関係の精査が必要となるものがあることが判明し、調査委員会による調査を行いました。調査の結果、当社においては、自ら旅行商品の不適切な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められておりませんが、当該旅行商品は、当該取引に関与した実質的に同一又は一体とみられる3社がGo To トラベル事業給付金によって利得を得ようとした可能性が高い不適切なものであることが判明したため、過年度の誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の累積的影響額は、当事業年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が399,944千円減少しております。

VII. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響により、世界各国において外出制限や渡航制限が実施されており、旅行商品の催行停止や旅行需要の急激な減退など、当社は大きな影響を受けております。

当社は、国際航空運送協会（IATA）が実施する航空旅客の需要回復予測を参考に、2022年夏以降に、国境を超えた移動が徐々に再開され、旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。また、国内旅行需要に関しては、海外旅行需要よりも回復の時期は早いと考えております。

繰延税金資産の回収可能性や減損損失の判定などについては、上記の仮定のもと、最善の見積りを会計処理に反映しております。

Ⅷ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産（帳簿価額）

現金及び預金 1,410,000千円

(2) 担保に係る債務（帳簿価額）

短期借入金 2,600,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 139,570千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

金銭債権 27,830千円

金銭債務 8,688千円

Ⅸ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高 55,841千円

営業取引以外の取引高 417千円

2. 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京本社	建物附属設備及びソフトウェア等	560,128千円
事業用資産	大阪支店	建物附属設備等	62,430千円
事業用資産	横浜みなとみらい支店	建物附属設備等	373千円

当社の事業は、旅行業の単一事業であることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。ただし、遊休資産や処分の意思決定をした資産については、個別の資産グループとして取り扱っております。

当事業年度において、事業用資産における収益性の低下により、投資額の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、622,932千円を減損損失として計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

X. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における自己株式の株式数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	6,404株	17,100株	一株	23,504株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬の権利失効による増加 17,100株

Ⅺ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
税務上の繰越欠損金	857,938千円
減損損失	175,594千円
移転補償金	14,328千円
資産除去債務	19,864千円
繰延消費税	4,567千円
長期未払金	3,414千円
未収入金	4,095千円
未払事業税	2,296千円
未払事業所税	856千円
その他	111,796千円
繰延税金資産小計	1,194,751千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△857,938千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△336,813千円
評価性引当額小計	△1,194,751千円
繰延税金資産合計	－千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する有形固定資産	△0千円
繰延税金負債合計	△0千円
繰延税金負債純額	△0千円

Ⅻ. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

XⅢ. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XⅣ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 $\triangle 188$ 円20銭
- 1株当たり当期純損失 $\triangle 345$ 円09銭

XV. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による第3回新株予約権の発行)

当社は、2022年5月27日開催の取締役会においてEMA Financial, LLC (以下、「割当先」といいます。)を割当先とする第三者割当による第3回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。)の発行について決議いたしました。

なお、概要は以下のとおりであります。

① 割当日	2022年6月13日
② 発行新株予約権数	38,098個
③ 発行価額	総額15,353,494円 (新株予約権1個当たり403円)
④ 当該発行による潜在株式数	3,809,800株 (新株予約権1個につき100株)
⑤ 資金調達の額	総額2,940,328,894円 (注)
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 773円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の属する週の前週の最終取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値 (以下「終値」といいます。) (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額 (387円) を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
⑦ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
⑧ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当予定先に割り当てます。
⑨ 割当先	EMA Financial, LLC
⑩ 行使請求期間	2022年6月14日～2024年6月13日
⑪ 資金使途	財務健全化に向けた借入金の返済資金
⑫ その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、新株予約権買取契約を締結する予定です。

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社旅工房
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小川 伊智郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 正人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社旅工房の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社旅工房及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度に1,456,999千円の営業損失、1,338,417千円の経常損失、1,971,051千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当連結会計年度末の純資産は1,021,901千円の債務超過となり、借入金の財務制限条項に抵触する状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社施工房
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小川 伊智郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 正人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社施工房の2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度に1,434,588千円の営業損失、1,325,675千円の経常損失、1,955,307千円の当期純損失を計上しており、当事業年度末の純資産は1,114,290千円の債務超過となり、借入金の財務制限条項に抵触する状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容に指摘すべき事項は認められません。
なお、内部統制システムの構築状況に指摘すべき重大な事項は認められませんが、内部統制システムの一部の事項に十分に運用されているとはいえない点が認められ、2022年3月2日に受領した外部調査委員会の調査報告書の指摘事項及び提言を受けて、当社取締役が当該不備の改善に取り組んでいることを確認しております。監査役会としては、引き続きその取組状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社 施工房 監査役会

常勤社外監査役	山 崎 暢 久 ㊞
社外監査役	川 合 弘 毅 ㊞
社外監査役	志 村 直 子 ㊞

以 上